



6月定例会一般質問より

6月定例会では一般質問に立ちました。年に1回自分の考えを提案できる機会です。今回は「2025年を見据えた高齢者施策」「障害者がまちで市民のひとりとして暮らすためには」「共生社会の実現を目指して」という3つの視点で質問しました。

高齢者施策では、主に認知症対策について、
○必要な人に必要な情報は届いているか
○認知症サポーター養成講座受講者の役割は
○学校教育での取り組みは
この3点について答弁を求めました。

でんだの提案①

情報について市の答弁は、市のホームページや市報への掲載、自治会回覧板を活用した物忘れ検診の周知に取り組んでいるとのことでしたが、ホームページは情報にたどり着くまで一苦労、市報も情報量が多く字も小さい。やはり身近な場所で気軽に相談に乗ってくれる場を増やしていくことが必要だと思います。

でんだの提案②

5月に認知症対策で先進的な取り組みをしている福岡県大牟田市を視察しました。大牟田市では年に1回全小学校区で行方不明者搜索の模擬訓練をやっています。また、小・中学校では総合授業の中で1冊の絵本を教材に認知症に対する正しい理解を進めています。模擬訓練には小・中学生も参加します。こうした取り組みをさいたま市でもぜひ実践して頂きたい。認知症サポーター養成講座については北区では一部の小・中学校で行われていますが、教育委

員会が積極的に進めてはという問いには教育長から「保健福祉局と連携して校長会を通して積極的に周知に努める」という答弁を頂きました。2025年には高齢者の5人に1人が認知症になるといわれています。家族や介護者だけの負担ではなく、まち全体で見守っていくことが必要です。ぜひ、学校でのサポーター講座や認知症への理解を進めてほしいと思います。

障害者施策については
○「親亡き後」の心配をなくすには
○暮らすための支援体制は
○障害者枠での市の職員採用について
を中心に答弁を求めました。

でんだの提案③

国の方針は入所施設から地域での生活へと変わってきていますが、それには先ずグループホームの充実が最優先課題です。また、公的住宅への優先入居や住宅改善整備費補助の強化なども必要ですが、何よりも必要なのは暮らしていくための支援体制をしっかりと作ることです。安心して相談できる場、介助者の充実など今後も粘り強く取り組んでいきます。

共生社会の実現では
○大宮駅及び駅周辺のバリアフリー化
を中心に答弁を求めました。

でんだの提案④

オリ・パラ開催を契機に誰でも使えるトイレや待合室の増設、駅周辺のお店のバリアフリーを進めれば高齢化社会においても大宮がみんなにやさしいまちになり、観光客も増えるのでは。

9月定例会保健福祉委員会

委員会では議案外質問ができます。質問時間は議員1人あたり10分間です。一問一答のやりとりでかなり細部まで突っ込むことができます。今回の保健福祉委員会では

1. 精神障害者及びその家族を支える仕組みづくり
2. 市職員に対する障害福祉分野の研修について
3. 放課後デイについて

以上3点について質問しました。



主な論点は

○医療費の助成は例えば精神障害の場合は対象は1級だけである。所得制限をかけることによって確保した財源は真に必要な方々への支援となる使い方を望む。

○窓口での市民の方々への対応はもちろんだが同じ職場で働く同僚としてもうまくやっていくために福祉分野の研修はますます重要になるのでは。人事課との連携も強めてほしい。

○4月の福祉サービス改訂では国からの通知が2月ということもあり、児童デイでは混乱もあったと聞くが、一番影響を受けるのは子どもたちであり、保護者である。改定により撤退してしまう事業者も全国的にはあるようだが、市内でそのようなことがあった場合、市は責任を持って子どもたちの行き場がなくならないよう支援して頂きたい。

今回保健福祉委員会で審議された議案は4議案です。

○養護老人ホームにサテライト型を設置できるようにするための条例改正。

* 養護老人ホーム

介護の必要性に関係なく環境的・経済的に在宅で生活することが困難な高齢者を対象とする。特別養護老人ホームは、原則要介護3以上の方を対象とする。

* サテライト型

大規模な施設から機能の一部を分散し設置する施設。

○心身障害者医療費支給条例の改正

一定の所得のある障害者への支給をしないことにする条例改正。

○家庭的保育事業の設備・運営基準の改正

連携保育施設が小規模保育事業A型でもよくなったこと、食事の提供が外部からでもよくなったことに伴う条例改正。

* 家庭的保育事業

保育者の居宅、その他の場所で行われる、小規模の異年齢保育。保育所と連携しながら地域の子どもたちを守り育てる役割を担っている。

○介護医療院の人員や設備・運営を国の基準に合わせるための条例改正。

* 介護医療院

平成30年4月に創設。長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象にした施設。

私たちの会派は4議案に対し賛成しましたが、特に医療費支給に所得制限を設ける議案には、「所得制限基準額は一般勤労所得者の平均所得を上回っており、所得対象は家族ではなく本人のみ。市独自の経過措置もある。ただし、これにより確保した財源は福祉分野で有効に使われるように」という意見を付して賛成しました。限りある財源をいかに市民のために使っていくかについては今後も取り組みます。